

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市個人情報保護条例	1
○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	3
○ 舞鶴市都市公園条例	4
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	5
○ 舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	8

舞鶴市個人情報保護条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>7から9まで (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を<u>講じるとともに</u>、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第12条 実施機関は、第11条第2項第4号又は第5号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を<u>講じる</u>ことを求めるものとする。</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第35条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>7から9まで (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を<u>講ずるとともに</u>、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第12条 実施機関は、第11条第2項第4号又は第5号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を<u>講ずる</u>ことを求めるものとする。</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第35条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報</p>

旧	新
<p>提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 8 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(事業者に対する啓発等)</p> <p>第 43 条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な保護措置を<u>講じる</u>よう、意識啓発を行うとともに、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 45 条 市長は、前条の規定により説明又は資料を徴収した事業者で、個人情報の不適正な取扱いがあると認めたものに対し、適正な保護措置を<u>講じる</u>よう、必要な限度において、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(出資法人の個人情報保護)</p> <p>第 52 条 市が出資する法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めなければならない。</p>	<p>提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第 9 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(事業者に対する啓発等)</p> <p>第 43 条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な保護措置を<u>講ずる</u>よう、意識啓発を行うとともに、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 45 条 市長は、前条の規定により説明又は資料を徴収した事業者で、個人情報の不適正な取扱いがあると認めたものに対し、適正な保護措置を<u>講ずる</u>よう、必要な限度において、指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(出資法人の個人情報保護)</p> <p>第 52 条 市が出資する法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 6 項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定(同法第 50 条の規定に限る。)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる本市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる本市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧		新	
別表第5(第10条の2関係) 五老ヶ岳公園展望タワー利用料金		別表第5(第10条の2関係) 五老ヶ岳公園展望タワー利用料金	
区分	利用料金	区分	利用料金
大人	1人1回 <u>200円</u>	大人	1人1回 <u>300円</u>
小人	1人1回 <u>100円</u>	小人	1人1回 <u>150円</u>
備考 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 義務教育就学前の者は、無料とする。		備考 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 義務教育就学前の者は、無料とする。 改正附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 小規模保育事業の区分(第28条)</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雑則(第50条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 小規模保育事業の区分(第28条)</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雑則(第50条・<u>第51条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同</p>

旧	新
<p>規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第 17 条第 2 項第 3 号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項(同項第 2 号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。) であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>	<p>項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第 17 条第 2 項第 3 号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項(同項第 2 号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。) であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(電磁的記録)</p> <p><u>第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって</u></p>

旧	新
<p>(委任) <u>第 50 条</u> (略)</p>	<p><u>は認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>(委任) <u>第 51 条</u> (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>第4章 雑則(第53条)</p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>第4章 雑則(第53条・<u>第54条</u>)</p> <p>附則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>ない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p>

旧	新
<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(同項第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>6 から 9 まで (略)</p>	<p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(同項第 2 号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>6 から 9 まで (略)</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ</u></p>

旧	新
	<p><u>る情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p>

旧	新
	<p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」と</u></p>

旧	新
<p>(委任) <u>第 53 条</u> (略)</p>	<p><u>あるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第 4 項中「第 2 項の」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「再び前項」とあるのは「再び同項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任) <u>第 54 条</u> (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>